

巨福寺ペット霊園 埋葬許可 並びに使用規約同意書

- 第1条 巨福寺ペット霊園における祭祀・維持・管理の責任者は、巨福寺代表役員（住職）とし、事務所を巨福寺内に置く。
- 第2条 当霊園は、各家庭愛護のペットを埋葬し、参拝する霊園で、原則として火葬された動物のお骨を埋葬供養するものとする。
- 第3条 当霊園の埋葬においては、所定祭祀の合同供養塔に埋葬（合葬）、または個別の使用地に石碑建立し埋葬するものとする。
- 第4条 当霊園の埋葬における志納金に関しては、所定の合同供養塔への埋葬は3万円（火葬埋葬時読経及び塔婆料含む）、個別使用地への埋葬は17万円から（火葬埋葬時読経及び塔婆料、石碑建立費含む）とする。
- 第5条 当霊園の個別使用地埋葬に関しては、霊園管理料を年間3千3百円（振込用紙送付）納めるものとし、霊園管理料を3年間滞納した場合は、使用地返納の上、合同供養塔に合葬するものとする。
また、使用地の返金及び他者への転売は不可とする。
- 第6条 当霊園の利用者は、霊園規則を守り、霊園の美化に協力する。

※御供物(食べ物)はお参りの後、必ず各自持ち帰ること。

本規約は、令和2年 10月 1日より施行する。

右、規約に同意いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名